給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３５号

大阪府茨木市稲葉町６番18号
再生債務者　植野　昌宏
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月９日から平成25年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第４３号

大阪市東淀川区豊里１丁目６番３号パルクサザンクロス103号
再生債務者　野田　龍二
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月９日から平成25年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号

島根県大田市久手町波根西1747番地２
再生債務者　有邊　篤夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月28日まで
平成25年11月７日
松江地方裁判所出雲支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

茨城県土浦市右籾2847番地６
再生債務者　中尾　久美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月１日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１００５５号

東京都葛飾区東四つ木３―43―２
再生債務者　佐藤　康成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００３８号

千葉県野田市木間ケ瀬5250―５
再生債務者　櫻井　　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号

仙台市若林区中倉２丁目11番３―202号
再生債務者　鈴木　聡美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日
仙台地方裁判所第４民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 25 年 11 月 15 日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　中学校教諭一級普通免許状（英語）京都府　教育委員会、静岡県、竹内　秀男
⑵　高等学校教諭二級普通免許状（英語）京都府教育委員会、静岡県、竹内　秀男
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月十八日
掲載頁　六十一頁（号外第五十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月十八日
掲載頁　五十四頁（号外第五十四号）
平成二十五年十一月十五日
東京都千代田区紀尾井町四番一号
（甲）ランスタッド株式会社
代表取締役　井上　　守
栃木県宇都宮市東簗瀬一丁目二八番一四号
（乙）株式会社アイペレス
代表取締役　池田　信之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十三日
掲載頁　八十六頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月七日
掲載頁　六十頁（号外第二四〇号）
平成二十五年十一月十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号
（甲）株式会社ｍｅｄｉｂａ
代表取締役社長　大朝　　毅
東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号
（乙）株式会社ノボット
代表取締役社長　伊藤　真哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三日
掲載頁　六十五頁（号外第一四四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十二日
掲載頁　四十四頁（号外第一五七号）
平成二十五年十一月十五日
東京都品川区大崎一丁目一一番一号
（甲）日鋼商事株式会社
代表取締役　早川　　保
東京都千代田区内神田一丁目五番四号
（乙）株式会社ＹＰＫ
代表取締役　金子　信雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式その他の金銭等の割当ては行わず、甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月十六日
掲載頁　六十頁（号外第一〇二号）
平成二十五年十一月十五日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（甲）株式会社ローソン
代表取締役　新浪　剛史
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（乙）株式会社九九プラス
代表取締役　安平　尚史

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三日
掲載頁　六十五頁（号外第一四四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十二日
掲載頁　四十四頁（号外第一五七号）
平成二十五年十一月十五日
東京都品川区大崎一丁目一一番一号
（甲）日鋼商事株式会社
代表取締役　早川　　保
東京都千代田区内神田一丁目五番四号
（乙）株式会社ＹＰＫ
代表取締役　金子　信雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式その他の金銭等の割当ては行わず、甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月十六日
掲載頁　六十頁（号外第一〇二号）
平成二十五年十一月十五日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（甲）株式会社ローソン
代表取締役　新浪　剛史
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（乙）株式会社九九プラス
代表取締役　安平　尚史